

主な内容

2面 ■ 荒川区議会第1回定例会が開かれます / 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の休日窓口を開設

発行 ■ 荒川区 ☎(3802)3111 〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3 / 毎月1日・11日・21日 / 8万3000部発行

## 税の申告をお忘れなく

受付期間

2月17日(月)～3月17日(月)

住民税の申告受付日時・会場

期 日	時 間	会 場
2月17日(月) ～3月17日(月)	午前8時30分 ～午後5時15分	区役所2階税務課
2月18日(火)・19日(水)	▷午前9時 ～正午	南千住駅前ふれあい館
2月20日(木)・21日(金)		尾久区民事務所
2月25日(火)・26日(水)	▷午後1時 ～4時	日暮里区民事務所
2月27日(木)・28日(金)		町屋区民事務所

\*土・日曜日、祝日等を除く  
\*郵送による申告も出来ます。必要事項、電話番号の記載漏れや控除証明書の添付漏れがないよう、十分ご注意ください

皆さんから頂いた税金は、道路、公園、ごみの収集、教育、福祉、防犯などの暮らしを支えるために活用しています。地域のまちづくりの源となる税金の申告をお願いします。



### 住民税の申告

申告期限近は、窓口が大変混雑します。早めの申告をお願いします。

●申告が必要な方

26年1月1日現在、区内に住所のある方は原則として住民税の申告が必要です。収入の無かった方も、国民健康保険料の算定や非課税証明書発行等に必要ですので、生活状況等を申告して下さい。受付期間中に申告しない場合や申告書の記載に不備がある場合は、6月中旬以降に証明書等をすぐに発行出来ません。

\*税務署に所得税の確定申告をする方、給与から住民税を差し引かれていない方は必要ありません  
\*25年中の収入が公的年金収入のみの方も原則申告の必要はありませんが、社会保険料控除や扶養控除などを受けようとする場合は、申告して下さい

▽収入を証明するもの(25年中のものでも配布します)

給与所得に関する源泉徴収票、支払者の証明書等)

▽各種控除を証明するもの(25年中に納付した国民健康保険料の領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書、医療費の領収書等)

●申告に関するの注意

▽16歳未満の扶養親族がいる場合は、必ず申告書の16歳未満扶養親族欄に記入して下さい(控除対象ではありませんが、住民税の非課税判定に使用します)。また、16歳未満の扶養親族が障がい者である場合は、障害者控除の申告が出来ます

▽介護保険の要介護認定を受け、一定の要件を満たす方は、申告により、障害者控除を受けることが出来ます

▽25年中の東日本大震災に係る寄附金等(合計額が2千円を超えるもの)は、住民税の寄附金税額控除の対象です

#### 26年度から適用される主な税制改正

▽東日本大震災を踏まえ、区及び都の防災施策に要する財源を確保するため、均等割の税額を区民税3千円から3500円、都民税千円から1500円へそれぞれ引き上げ(平成35年度まで)給与収入1500万円を超える場合の給与所得控除に上限(245万円)を設定  
▽年金保険者への「扶養親族等申告書」の提出により、寡婦・寡夫控除を受けようとする場合の申告書の提出が不要

問合せ 税務課 ☎内線2318

### 住民税等の納税窓口を2月23日(日)に臨時開設

住民税・軽自動車税の納税相談や、税金の納付が出来ます。  
日時 2月23日(日) 午前9時～午後5時

●住民税の納期内納税のお願い  
住民税は、年4回(6・8・10月、翌年1月末)で納付することになっています。未納のまま納期限を経過すると、延滞金が加算される他、納付が確認出来ない場合には、財産調査の上、預貯金等の差し押え等を行う場合があります。ご理解・ご協力をお願いします。

場所・問合せ 税務課(区役所2階) ☎内線2334～7

### 所得税等の確定申告

#### 申告書の提出・納付の期限

▽所得税・贈与税:3月17日(月)まで  
▽個人事業者の消費税及び地方消費税:3月31日(月)まで

#### ●荒川税務署での相談

2月17日(月)～3月17日(月)の平日の他、2月23日、3月2日の日曜日、午前8時30分～午後5時(相談は午前9時15分から)に、申告用紙の配付、相談等を行います。

#### ●消費税等の確定申告

23年分の課税売上高が1千万円を超える事業者は、25年分の消費税等の確定申告が必要です。  
●公的年金等の受給者へ  
公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありません

#### ●確定申告書の提出方法

▽e-Taxを利用して送信  
▽郵便または信書便で提出  
\*申告書の「控え」に税務署の受領印が必要な方は、「控え」にも記載し、切手を貼った返信用封筒を同封して下さい

#### ●納税もお忘れなく

現金で納付する場合は、申告書の提出期限が納期限です。現金に納付書を添えて金融機関や税務署で納付して下さい。

#### ●復興特別所得税を創設

25年～49年の各年分について、基準所得税額に2.1%を乗じて計算し、所得税と併せて申告・納付することとなりました。

#### ●記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大

個人で事業や不動産貸付等を行うすべての方は、記帳と帳簿等の書類の保存が必要になりました。

### 税の無料相談会

税理士記念日(2月23日)事業として、税の無料相談会を行います。直接会場へお越し下さい。

日時 2月21日(金) 午前10時30分～午後3時30分

\*午後0時30分～1時30分を除く  
場所 南千住駅前ふれあい館3階洋室

\*確定申告用紙等の配布や申告書の受け付けは行いません

問合せ 東京税理士会荒川支部 ☎(3800)5577

#### 小規模納税者、年金受給者、給与所得者向け 税理士による所得税・消費税の無料申告相談

期日・会場  
▽2月10日(月)・12日(水)・18日(火)・19日(水) : 区役所3階304・305会議室  
▽2月13日(木)・14日(金) : アクト21地下ホール

時間  
▽午前9時30分～正午(受け付けは、午前11時30分まで)  
▽午後1時～4時(受け付けは、午後3時30分まで)

\*混雑の状況により、受け付けを早めに終了する場合があります

問合せ 荒川税務署 ☎(3893)0151  
国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>

### 個人事業者の申告

都内に事業所・事務所があり、法律で定められた事業を行う個人に課税されます。

\*所得税の確定申告をすれば、個人事業者の申告は不要です

問合せ 荒川都税事務所 ☎(3802)8111